様式第1の別紙1-2(書誌的事項・申請者) (2023.	08. 18)				
※行は追加・削除しないでください(行の高さは変更可能です) ・ は、(代表申請者:大	学等)				
※共同申請者の数に応じて、左側の 123ドタンを押して折り畳み行を展開してください。					
0. 申請者情報					
<u>0-1. 共同申請者の情報</u>					
業種	号				
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 1,000万円 10人 12345678	90123				

1	共同申請者は、外国特許庁への出願	頭の共同出願人 である。	
	共同申請者は、外国特許庁への出願	頭の共同出願人でない。	
#	□請者の「中小企業者等」該当性.	ここにチェックした場合、	「0−1.」欄の残りは記入不要です。
	安井亜海岸のタは担党された「中・		

実施要領第2条に規定された「中小企業者等」に**該当する。** 実施要領第2条に規定された「中小企業者等」に**該当しない。**

0-2. 役割分担 共同申請者である株式会社☆☆ペンチャーは、間接補助事業 (出願手続) に要する経費の100%を負担する 代表申請者である国立大学法人〇〇大学は、間接補助事業(出願手続)の外国庁への手続き等その余の事項を実施する。 また、別紙3記載のとおり、株式会社☆☆ベンチャーが海外事業展開を担当する。

実績の有無(いずれかに○) ①実績ありの場合、確認事項 ✓ 査定状況等報告書を提出している 0 ②実績なし <中間応答等(継続)>の場合は「2.」及び「3.」欄は記入不要です。

・文部科学省の公開情報を使用しない場合は、以下に記入してく 国内特許権の保有件数 うち実施許諾中の件数 さい。 実施許諾率 7.0%

※研究機関は記入必須。※令和4年3月31日調査時点の値。 ※確認のため、必要がある場合には、実施許諾契約書の写し等の提 出を求める場合があります。

名称: URL

・J-PlatPatを用いた具体的な検索方法は別途資料を参照 申請者(代表申請者)の外国出願比率 ・代理調査を希望する場合、サポートデスクにご連絡ください。

検索に用いた出願人名 国内 日本 事務局確認のため、J-PlatPatに貼り付けられる形式で記入してください。 米国 'OO university' 'OO university' 欧州 219 '×× · · · · · 外国 中国 141 'OO다이가쿠' 'xx ···· 韓国

内容を確認のうえ、すべての項目にチェックしてください。

代表申請者と共同申請者が合意のうえ、共同で本交付の申請を行った。また、実施要領第5条に規定する他の交付 申請等も共同で行うことについて了承した。

本申請書において交付を申請する外国出願(共同出願の場合は、自身の持ち分について)は、本支援以外の国費又 は国費を財源とする資金による支援に対して申請中でなく、採択もされていない。

当補助金の事業において、代理人契約、外国特許庁への手続及びその準備など、交付決定後に行った(発注した) 作業に係る経費のみが助成対象となることを了承した。

実施要領第2条第1項第5号に定める事項(審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、やむを得ない場合を除き応答すること)について了承した。

実施要領第11条第1項に定める事項(様式第3による計画変更手続きを行わずに実施する、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願(出願計画の変更)は認められない点)について了承した。

実施要領第20条第2項に定める事項(間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願件数、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表)について了承した。

実施要領第21条第1項に定める事項(補助事業者の承認を受けないで、自ら放棄又は取下げ等を行わないこと) を了承した。

事業完了後、やむを得ない事情により、自ら放棄又は取下げを行わなければならなくなった場合には、必ず事前に 補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承した。

実施要領第21条第1項に定める事項(採択案件の査定状況等報告書の提出)、実施要領第21条第2項に定める 事項(補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等))について了承した。

公募要領で示す「本事業で頂戴する個人情報の取扱い」について了承した。

申請書への質問や交付決定通知書等の重要な連絡をしますので、 5. 実際に事務局と連絡がつく方の情報を記入してください。 代表申請者 国立大学法人〇〇大学 法人名 部署及び職名 知財課 課長 担当者氏名 -ルアドレス <mark>○○_●●</mark>@ 電話番号 \triangle .com 共同申請者 事務局からのメールはすべて共同申請者にも同時に送信しますので、必ず記入 株式会社☆☆ベンチャー 部署及び職名 **代表取締役社長** なお、手続きの主たる連絡者は、代表申請者でも共同申請者でも構いません。 担当者氏名 ◆◆ 電話番号 03-xxxx-xx メールアドレス **○○ ● ●** @ △ △ **.com**

共同申請者も大学、研究機関の場合は、「⑩大学、研究機関」を選択してください。「0-1.」欄の残りは記入不要です。 それ以外の場合、共同申請者の業種が、中小企業支援法に規定する 以下いずれに該当するか、選択してください。 ①製造業、建設業、連輸業、その他の業種(※②~⑦を除く) ②割売業(※⑤~⑦を除く) ③サービス業 (※⑤~⑦を除く) ④小売業 (※⑤~⑦を除く) ③ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造 業並びに工業用ベルト製造業を除く) ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ⑦旅館業

下記サイトを参考に、ご判断ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q4 https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

※分からない場合は事務局にご相談ください。

みなし大企業である場合は、実施要領第2条第1項第6号(ア)〜 (カ)のいずれに該当するかを説明してください。

【記入例1】(出資者)

「出資者及び出資比率は、株式会社△△(45%)、株式会社××(25%)、特許太郎(10%)、ほか5名(20%)である。大企業が2者で合計70%を所有しており、実施要領第2条第1項第6号の(イ)に該当する。」 ※出資比率は、単独で2分の1以上、又は、複数で3分の2以上の所有が分かるように記入してください。 ※小口の株主が複数いる場合はまとめてください。

【記入例2】(株主)

đ.

「別添の役員等名簿4名のうち、大企業の役員又は職員の兼務者は、新 崎純 (株式会社△△) 、浜渡洋満(株式会社××)の2名である。よっ て、実施要領第2条第1項第6号の(ウ)に該当する。」

【記入例3】(課税所得額)

「課税所得額は、4.7億円(前年)、6.0億円(2年前)、5.2億円(3年前) である。年平均額は5.3億円であり、実施要領第2条第1項第6号の

(オ) に<mark>変当する。」</mark> ※損益計算書の「税引き前当期純利益」ではなく、法人税申告書の 「所得金額又は欠損金額」を記入してください。 ※〇千万円、〇百万円等、適宜単位を変えてください。 ※必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがありま